2　事由

次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること

一　特定漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

二　特定漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

三　北海道根室市に事業所を有する中小企業者

3　指定期間

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで

○国土交通省告示第百四十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

三ラ中「港北区新横浜二丁目十四番二十七号」を「中区尾上町三丁目三十五番」に改める。

○国土交通省告示第百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上坂谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県中新川郡上市町湯上野

字南平　二番　一号

字夏割　九番　二号及び三号

字開発　五一番七　四号及び五号

五一番二　六号

四三番　十一号

字東赤坂　五番　七号

八番　八号

字西赤坂　八番　九号

十三番一　十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小神坊谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県小矢部市安楽寺

字壱番割　二四七一番　一号

二五二二番　三号

二五二〇番　四号

二四八二番　五号

字大清水　四七番一　二号

三六番二　六号

三四番　七号

三三番　八号

○国土交通省告示第百四十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十二月二十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4609号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	ＬＷ－30	東洋物産株式会社	縫い糸、締め具及びバックルを変更

○国土交通省告示第百五十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十二月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4861号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＴＪＷ－５Ｒ型	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社	気室布、縫い糸、締め具、バックル及びガス充気装置の仕様を変更

○国土交通省告示第百五十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十二月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5026号	小型船舶用救命浮輪	マリンポーチライトＲ型	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社	ガス充気装置を変更

○海上保安庁告示第四号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年一月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL87　いらぶ」を「PL87　いらぶ　PL88　とかしき」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年二月四日から施行する。

○海上保安庁告示第五号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年一月二十日から施行する。

平成二十八年一月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二伊良湖岬船舶通航信号所（風向、風速）の項の次に次のように加える。

伊良湖水道航路南東方ＡＩＳ信号所	0599－25－0177（鳥羽海上保安部） 052－659－0177（第四管区海上保安本部） 0531－34－2333（伊良湖岬船舶通航信号所） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/toba/iragosuido_southeast_aisss/kisyou/index.html
（風向、風速、波高）	